

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月30日

【会社名】 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
(Morgan Stanley Finance LLC)

【代表者の役職氏名】 秘書役
(Secretary)
アーロン・ページ
(Aaron Page)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 山 田 智 希
同 瀧 川 亮 祐
同 水 間 洋 文
同 石 川 魁
同 打 田 峻

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年6月29日
効力発生日	令和3年7月7日
有効期限	令和5年7月6日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	7,800億円
発行可能額	733,371,987,500円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止
期間は、令和4年6月30日（提出日）である。

【提出理由】 令和3年6月29日付発行登録書につき、令和4年5月
24日付及び令和4年5月31日付で提出した訂正発行登
録書の記載事項の一部を訂正するため、本訂正発行登
録書を提出する。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【訂正内容】

(発行登録書の「第一部 証券情報」に記載された、[モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2037年7月8日満期 期限前償還条項付 豪ドル・日本円連動円建パワー・クーポン社債(2年固定)]に関する情報]に関し以下の訂正を行います。なお、訂正箇所には下線を付しています。)

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

<訂正前>

2【売出しの条件】

<中略>

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

(1) 満期償還

従前に償還または買入れ消却が行われていない限り、各本社債は、2037年7月8日(「満期日」)に以下に定める豪ドル建ての最終償還金額で償還される。

額面金額当たりの最終償還金額は、以下の算式に従って決定される豪ドル建ての金額であり、15,384.62豪ドルである。

$1,000,000\text{円} / \text{フォワードレート}$

本項において、

「フォワードレート」とは、65円をいう。

(2) 発行会社の選択による期限前償還

本社債は、発行会社の選択により、本社債権者に対し10営業日前までに通知することにより、2024年7月8日に予定された利払日(その日を含む。)から2037年1月8日に予定された利払日(その日を含む。)までの各利払日(それぞれを以下「任意期限前償還日」という。)において、額面金額に、償還を行う任意期限前償還日(その日を含まない。)までの利息を付して、本社債の全部(一部のみは不可)を円建てで償還することができる。

上記の規定は、本社債が償還されるまで、上記第3.2項(利息額の計算)に基づき支払われる利息金額に影響を及ぼさないものとする。

<後略>

<訂正後>

2【売出しの条件】

<中略>

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

(1) 満期償還

従前に償還または買入れ消却が行われていない限り、各本社債は、2037年7月8日（「満期日」）に以下に定める豪ドル建ての最終償還金額で償還される。

額面金額当たりの最終償還金額は、以下の算式に従って決定される豪ドル建ての金額であり、15,384.62豪ドルである。

$1,000,000\text{円} / \text{フォワードレート}$

本項において、

「フォワードレート」とは、65円をいう。

(2) 発行会社の選択による期限前償還

本社債は、発行会社の選択により、本社債権者に対し10営業日前までに通知することにより、2024年7月8日に予定された利払日（その日を含む。）から2036年7月8日に予定された利払日（その日を含む。）までの各利払日（それぞれを以下「任意期限前償還日」という。）において、額面金額に、償還を行う任意期限前償還日（その日を含まない。）までの利息を付して、本社債の全部（一部のみは不可）を円建てで償還することができる。

上記の規定は、本社債が償還されるまで、上記第3.2項（利息額の計算）に基づき支払われる利息金額に影響を及ぼさないものとする。

< 後略 >